

# 生保裁判連ニュース

第五号 一九九七・七  
発行 生保裁判連事務局  
竹下法律事務所(075-241-2344)

## 宮岸年金訴訟東京地裁判決の意義と課題

国のミスによる年金の払い過ぎ分は

返さなくてはよい

金沢大学大学院 田中明彦

### 宮岸年金訴訟の経緯

宮岸年金訴訟の判決が、一九九七年二月二七日に東京地裁で出されました。宮岸訴訟は、資力調査を伴い人間の尊厳を侵害しやすい生活保護ではなく、資力調査を伴わない、より人の尊厳を大切にしたい年金による健康で文化的な最低生活保障を正面から求めた訴訟です。皆年金体制の下、年金が国民生活にとって不可欠な存在になっている現代において、すべての人に適用される基礎年金の意味を最低生活保障確立の観点から問うてもあります。判決自体は、原告、宮岸さんの請求をすべて棄却しました。が、過払金について天引き(内払調整)請求ができたことを付言したり、年金の生活保護制度の問題点を指摘するなど、極めて注目に値する内容です。

宮岸さんは、金沢市に住む七十二歳の男性です。宮岸さんは、年金担当窓口での二度の確認をえて、八五年以降、障害福祉年金(八六年四月以降は障害基礎年金に裁定替え)と厚生年金の通算老齢年金を五年にわたって受給してきました。九〇年三月、社会保険事務所に行ったときに、年金が二重支給(併給)されないこと、年金の過払いを指摘され、五年前に遡った障害福祉・基礎年金の一部支給停止(併給調整)、障害基礎年金の過払金(一八〇万円強)に対する一方的な天引き(内払調整)が行われました。併給調整・内払調整の結果、年金月額は半分の五万円弱となり、生活保護の受給を余儀なくされました。また、六五歳になったことから受けられるよ

金についても、九一年に、併給調整と内払調整の処分が行われました。それら一連の併給調整・内払調整処分の取消しを求めて、審査請求・再審査請求しましたが、却下又は棄却されました。そこで、生活保護ではなく年金による健康

で文化的な最低生活保障を実現するために、併給調整処分の取消しを求めて、金沢地裁に提訴しました。しかし、裁判管轄の問題で東京地裁に移送されてしまいました。

と認めることはできない」と判断しました。  
②憲法一四条違反について  
公的年金受給制限額(約六九万円)と所得制限額(約三二〇万円)との格差、増加恩給などの障害基礎年金との併給を認める規定と本件各併給調整規定との格差は、合理的な差別に当たらないとしました。

判決は、原告の請求をすべて棄却しました。

①憲法二五条違反について

憲法二五条が規定する最低生活は、公的扶助を含む所得保障や医療保障、租税軽減措置等により、法制度全体で実現されるのであり、また、給付要件・内容をどのように定めるかの選択決定は立法府の広い裁量に委ねられているとしたうえで、「併給調整規定が、立法裁量の範囲を逸脱し不合理である

併給調整処分は受給権者からの届け出を要件とするものではなく告知・聴聞等の手続をしなかったとしても、適正手続に違反しないと判断しました。

併給調整処分は受給権者からの届け出を要件とするものではなく告知・聴聞等の手続をしなかったとしても、適正手続に違反しないと判断しました。

併給調整処分は受給権者からの届け出を要件とするものではなく告知・聴聞等の手続をしなかったとしても、適正手続に違反しないと判断しました。

「憲法施行50年。いま、生存権はどうなっている？」

### 全国生活保護裁連絡会

#### ★交流会★

#### 第3回総会のご案内

↓日程 9月7日(日) 午前9時半開場  
10時開会～午後4時まで  
↓開場 横浜市健康福祉総合センター

【住所】横浜市中区桜木町1-1

【電話】045-201-2060

#### ↓プログラム

10:00 開会あいさつ

★経過報告 生保裁判連事務局  
★記念講演 「憲法50年と朝日訴訟」  
新井章氏(朝日訴訟主任弁護人)

★特別報告「市民から見た生活保護」  
①NHKドラマ制作部ディレクター  
菅野高至氏(NHK「いのちの事件簿(ケースファイル)制作)

②鶴見区・生活と健康を守る会  
大間知氏

13:00 分科会

①あなたにもできる生活保護争訟  
②新しい生活問題と生活保護

16:00 閉会

↓問合せ先 竹下法律事務所

〒604 京都市中京区竹屋町通麩屋町角  
TEL 075-241-2244 FAX 075-241-1661

(一面よりつづく)

#### ④信義誠実の原則(信義則)違反について

過去四年分の過払金の返還を儀なくさせる処分については「著しく不当」「違法」と判断しました。将来分の併給については併給調整規定が有効で合理性があるから信義則に違反しないとしました。信義則とは、相手方の信頼を裏切ることのないよう行動すべきであるという原則のことです。

判決は、事実認定では原告の主張を大筋で認めながら、結論を逆転させています。このことは、憲法二五条に関する広範な立法裁量の容認をはじめとし、憲法・法律の解釈に大いに問題があるからです。しかし、判決には評価できる点も多々あります。

#### 判決の意義と

訴訟問題

宮岸訴訟判決の意義は、まず第一に、過払金の内払調整、返還請求を違法と認めたことです。全国的に、過払いによる内払調整や返還請求をされている人々が数多く存在していることが各地から報告されているので、この判決は極めて大きな意義をもちます。社会保

険庁は、判決に従った対応をとらなければなりません。社会保険業務センターも、新聞の談話で「正当な判決」として、いわば過払金の内払調整、返還請求を違法と認めています。ただちに、現在行っている内払調整・返還請求を止めるべきです。そして、判決内容に沿って通達の改正を行うべきです。

宮岸訴訟弁護団・宮岸年金訴訟を支える会は、社会保険庁長官と金沢市の社会保険事務所にそのような申し入れをしています。それでも、内払調整や返還請求をされた場合は、この判決が問題解決の武器になるでしょう。また、立法の課題としては、行政の過ちによる過払金に対して内払調整や返還請求ができない旨の規定を盛り込む必要があります。

第二に、判決は、「障害と老齢」という複数の保険事故によって、稼働能力の低下ないし喪失につき何らかの加重があること自体は優に推認できる」「障害は稼働能力の喪失、低下の原因となるのみならず、障害に起因する特別の出費の原因となっている」と認定したうえで、「立法論として老齢及び障害による加算類型を設けることが検討され得る」としています。

国会は、判決に沿って立法を改正又は立法を行い、老齢加算・障害加算を設ける必要があります。また、そのような改正を求める運動が重要です。

第三に、生活保護制度について「補正性を前提とする要保護性の調査・確認のために個人の尊厳、自立性を害するおそれが常に存在する」と制度のもつ不可避的な問題点を認めています。さらに、運用について、「現在の生活保護行政下では資産調査が必要以上に厳格に行われ過ぎている」と指摘がつけられていること、右調査の萎縮的效果により要保護者の申請自体が困難となるとして、これを福祉事務所による「水際作戦」と称して批判する向きもあることが認められる」として、生活保護制度の運用改善の必要性を指摘しています。行政機関(福祉事務所)は、判決の指摘を謙虚に受けとめ「補正性を前提とする要保護性の調査が個人の尊厳を侵害し、あるいは保護の必要ある者から保護の機会を奪うような結果とならないように」保護行政の運用を改善しなければなりません。

第四に、ミーンズ・テストを伴わない制度による保障の意義を認

めたことです。生活保護以外の制度、社会手当による最低生活保障は、「経済的に繁栄した国家の理想であって憲法二五条の目指す方向にも一致する」と述べています。経済大国日本における社会保障の進むべき方向として、今後、社会手当制度や年金制度を充実させることが、国会に要請されています。

第五に、社会保障法上の各条項が憲法二五条に適合するかの判断基準について、「国の財政事情のみを過度に強調することは相当ではない」と判断したことです。現在国会で審議されている医療保険「改革」法案は、医療保険財政の危機を理由に被保険者の自己負担率の引上げ(二割)など、制度の引下げを内容としています。判決は、そのような財政事情のみを過度に強調した制度の引下げに対する歯止めとなるものと言えるでしょう。

第六に、改正に改正を重ねる年金制度の複雑さを指摘していることです。分かりやすい年金制度への改正が国会に求められています。

#### 裁判の控訴と訴訟士又援のお願

原告の請求した年金の併給調整処分は取り消し、原告側は三月一日に東京高裁に控訴しています。控訴審で訴訟を大きく前進させるためには、もう一回り大きな運動が必要です。そのためには、多くの人のご支援が是非とも必要です。その点をご考慮していただき、是非とも「宮岸年金訴訟を支える会」へのご入会とカンパをお願い致します。詳しくは左記までお問い合わせください。

宮岸年金訴訟を支える会(連絡先)

〒五〇〇 金沢市大手町九番二九号

北尾法律事務所

弁護士 橋本明夫まで

TEL 〇七五-三三-一八〇〇

FAX 〇七五-三三-五九八五

会費:個人入会金(年会費)

一口一、〇〇〇円

(何口でも)

団体・賛助・協力費として

一口三、〇〇〇円以上

振込先:郵便振込 笠市郵便局

口座番号 〇〇七三〇九三〇六

## 一 はじめに

つい最近、水戸での知的障害者虐待事件が、テレビのワイドショーなどでよくとりあげられていました。サン・グループ事件も、同様の事件です。和歌山でも同様の事件があったと、新聞報道されています。さらに、大阪でも同様の事件があったと、聞いています。一体、どうなっているのでしょうか。耳を疑うばかりです。

## 二 サン・グループ

### プ事件とは

### (一) サン・グループの事実態

肩パット工場を経営していたサン・グループという会社には、常時二〇名以上の知的障害者が働いていました。彼らのほとんどは、障害者施設や職安から紹介されて、サン・グループに就職しました。しかし、サン・グループの実態は悲惨なものでした。

① W社長は、日常的に暴力を奮い、長時間労働や休日出勤は当たり前前、賃金はほとんど支払わず、満足な食事や食べさせてもらえないまま栄養失調に陥った者もいれば、適切な治療を受けさせてもらえず亡くなった者まです。

② また、W社長は、従業員の家

族に対しては、「自立の妨げになるから」と遠ざける一方で、事業資金が苦しくなると、障害者を預かってもらっているとい

う親・兄弟の弱みにつけこみ、「一生面倒みてやる」と言いつつ、多額の寄付や貸付を強要しました。

③ そればかりか、W社長は、信頼されて預かっていた従業員の預金や年金を横領し、それが無くなってしまうと、十分な説明もせずに、従業員の将来の年金

## サン・グループ事件を通じて何を問うのか

弁護士 板垣善雄

まで担保に借金をさせ、その借入金も使い込んだのです。

### (二) 金融機関関係の加担

従業員たちの預金口座のあった金融機関は、サン・グループとも長い期間取引がありました。年金の振込直後、W社長によりそのほとんどの金額が引き出されていたことを、不審に思わなかったのでしょうか。また、年金担保融資の

申込みを三、四人一度に受け付けてもいます。あまりに不自然だと感じなかったのでしょうか。金融機関は、W社長に加担したと言われても、反論できないはずで

す。

### (三) 行政の放置

こんなことがこの世の中で許されて来て良いはずがありません。しかしながら、現実には何年にもわたり放置されてきました。施設や職安は、安易に知的障害者を紹介し、その後適切なアフタ

り出さなかったのでしょうか。

### 四 W社長の逮捕・服役

W社長は、昨年五月一五日業務上横領の罪で逮捕され、暮れには懲役一年六月の実刑判決をうけ、現在刑務所にいます。しかしながら、これは被害者四名についての年金被害の一部についてのみのもので、事件の本質である被害者への虐待や行政の無策は未解決のままです。

### 二 民事訴訟で

#### の真相究明

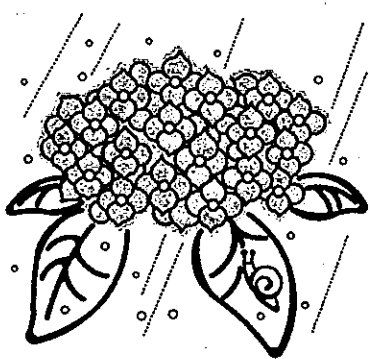
そこで、サン・グループの被害者たちは、事件を闇に葬らないため、昨年二月一八日、W社長はもろろんのこと、国や県を相手に国家賠償の訴訟を提起し、また、金融機関に対する損害賠償の訴訟を提起することにしています。

この二つの民事訴訟を通じて、事件の真相を明らかにし、その責

任の所在を明らかにするとともに、二度とこのような事件が起こらないようにするため、「福祉」のあり方を問いたいのです。

本年四月一四日に開かれた国賠訴訟の第一回期日において、弁護団長の田中幹夫弁護士は、「この訴訟は人間裁判である」と述べました。人が傷つけを見ていながら何もしないでいられる、そんな情性の中で時が流れて行ってしまった、この事件の本質は、やはり一人一人の人間を重んじるというごく当たり前のことが、実はそんなにたやすいことではないのだ、ということを教えてください。

これまでの効率のみを追い続けた「社会」が本当にそれでよいのか、知らず知らずのうちに「ころ」をどこかに置き忘れ、「生活」を育むことを切り捨ててはいなかったかというところを、この裁判を通じて問い続けることになるのでは、と思っています。



# 名古屋・林訴訟の控訴審判決は

藤井克彦

## 八月八日の予定 署名「協力」を 支える会

不況と両足のけいれんもあって仕事につけず、一カ月近く野宿を強いられたのに、「稼働能力があるから保護の要件がない」とされたのは生活保護法違反だとして訴えた林訴訟は、昨年一〇月三〇日に第一審で全面勝訴の判決を勝ち取りました。

名古屋市当局が一月一二日に控訴したので、今年三月から控訴審が始まりましたが、名古屋市当局の証人申請が却下され六月一三日に結審、八月八日午後一時判決となりました。

判決に向けて署名運動を行いますが、短い期間しかありません。皆さんのご協力をぜひお願いします。次第です。

名古屋市当局の恐るべき控訴理由  
名古屋市当局側は控訴し、政府の代理人も四名つききました。控訴理由は、①判決は、林さんが重労働をする能力はなかったと認定したが愁訴のみからそのように判断

するのは問題。②林さんが就労の意思を持っていたという認定は容認できない。③林さんが就労しようとしても就労する場がなかったとの認定は失当である、としています。

### (一)生存権保障に反する主張

控訴理由では、福祉事務所が「稼働能力があるから保護の要件がない」として求職活動状況を確認しなかったにもかかわらず、林さんが怠け者であるかのように主張しています。また、生存権に反する立場から、体調の維持・管理における万全の努力、稼働能力の活用における万全の努力、自立的な生活を営むことに対する真摯な意思・意欲、自立のための真摯な就労意思などがなければ保護の要件がない、という主張をしています。こんな抽象的な基準では、その気になればどんな人でも保護の要件がないことできます。しかもこの解釈は全くまちがっています。

### (林訴訟を)

支える会

かつての救護法や旧生活保護法では、素行著しく不良な者あるいは就労を怠る者については、救護や保護を行わないと定めていました。が、現在の生活保護法では、生活困窮に陥った原因の如何はいろいろ問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態だけにして着目して保護を行うことにしているのですから。

### (二)誤った「自立論」「正義・公正論」

また控訴理由では、「保護に要する経費は、国民の税金でまかなわれており、活用すべき余力があるのに保護が認められるのでは、正義・公正の理念にも反することになるし、受給者の自立が阻害されることにも留意すべきである」としています。小山進次郎氏も言うように、「自立の助長を目的にうたった趣旨は、そのような調子の低いものではない」。控訴理由は、まさに調

子の低い「自立論」、誤った「簡民防止論」であり、「正義・公正」論も含めて、保護受給を生存権としてでなく恩恵的なものとしています。そして、野宿の厳しさや不況の厳しさ、労働現場、飯場生活の実情などを一切無視し、現実を踏まえないで、勝手な推測、机上の空論を主張しています。

このような主張により、生活保護を受けられるべき人が受けられず、餓死事件など様々の事態を引き起こしているわけですから、この主張が生存権を否定するものであることを控訴審で明確にさせ、勝訴する必要があります。

名古屋市民生局保護課長の証人申請認められず！  
三月五日、四月二五日に控訴審の口頭弁論が行われ、名古屋市当局は、現在の民生局保護課長の証人申請をしました。しかし彼は、当時生活保護業務に当たっていたわけでもなく、林さんのことを全く知らないのですから、証人には採用されませんでした。慌てた名古屋市当局は、当時の保護課長などを検討しますと答えましたが、結局証人申請を断念しました。結局、六月一三日で結審となり、八月八日(金)午後一時判決となりました。

至急署名をお願いします

私たちは、内容的には控訴審でも勝訴することを確信しています。が、裁判は判決が出るまでは予断を許しません。期間が短いですが、今回も署名運動を行います。

「保護適正化」という名の保護締め出し政策、そして恩恵的・救貧法的な保護行政を変えるために、林訴訟は重要な意味を持っています。ぜひ皆さんのご協力をお願いいたします。第一次締め切りは七月三日ですぐに提出します。その後、大至急お願いいたします。その後は遅くとも七月二三日までに左記事務局までお送り下さい。署名用紙をお送りいただいた方には控訴審判決文をお送りしたいと思います。

なお、第一審勝訴報告集が出ています。また控訴審の全記録も資料集(4)として八月に発行します。ご入用の方は、ご連絡下さい。

(支える会事務局)

〒460 名古屋市中区熱田区伝馬一―二

TEL/FAX 〇五二―六七一―五五七 藤井

# 福岡で争われている二つの

## 裁判は今...

弁護士 深堀 寿美

### 中島訴訟の

#### 現状と課題

一、学資保険裁判中嶋訴訟は、現在、福岡高等裁判所第二民事部に係属中です。

一旦は、三月に結審予定でしたが、裁判所の方から、事実関係についての釈明なりをもう少し検討させてほしいということ、結審が延びました。四月に裁判官が交代しましたので、六月六日に更新手続きをし、相手方提出の準備書面に対する反論及びこちら側の主張を整理した準備書面の陳述を行い、本件訴訟についての口頭弁論を行うべき準備中です。

二、本件訴訟については、実際に支給された保護費のやりくりをしていた母親の紀子さん、父親の豊治さんが相次いで亡くなってしまい、福祉事務所はケース記録を一切提出しないという方針を取っていますので、事実関係が十分明確になっていません。その中でこれまで弁護士では、

張った世帯としてほめられこそすれ、非難されることなど何もなかった本件世帯になされた不当な行政処分を取り消させることが出来るよう、力を尽くしたいと思えます。

### 増永訴訟の

#### 現状と課題

一、自動車裁判増永訴訟は、現在、福岡地方裁判所第二民事部に係属中です。

これまで、原告の保護費支給

一時一五分から、いよいよ原告本人尋問です。弁護士としては原告の本人尋問を終えても、「自動車借用している」ということだけで、中学生を抱えた世帯の保護を廃止したという本件福祉事務所の処分が如何に生活保護法を無視した違法・違憲かつ冷酷なものであったかを、徹底的に明らかにし、福祉事務所のやり方を根本的に改めさせるべく力を尽くす所存です。

## 福岡・不服審査請求で“認容”

あきらめずたたかっていた

甲斐があつた

生健会福岡東支部 梅崎勝

「検診の結果、稼働能力があると認められた」ことを理由に、生活保護を却下され、不服審査請求を行っていました福岡市東区の田中俊子さんに、三月二六日付で、麻生渡福岡県知事から、田中さんの訴えを認め、「処分庁の請求人に対する保護申請却下処分を取り消します」との裁決書が届きました。

四月七日、福岡東福祉事務所は、この県知事の裁決にもとづき昨年六月二八日の保護申請にさかのぼり保護費を支給する保護開始決定を行ない、田中さんに支給しました。

分の保護費を支給させていたが、二度目の勝利に、「本当に皆さんに支えられて頑張ってた。保護が却下されたときは、どうしようもなく生活は大変でした。これでどうにかその時の借金が払えます」と喜びを語っています。

福岡県で生活保護をめぐる審査請求で、審査庁である県知事が、審査請求人の訴えを認め、福祉事務所の決定を取り消したのは最近では初めてのことであり、泣き寝入りすることなく、あきらめずに最後まで、福岡東支部の仲間たちといっしょに審査請求をたたかいた結果の全面勝利です。

# 奈良における審査請求事件について

## 「住所不定」を理由に保護申請を却下

弁護士 北岡 秀晃

はじめに

「奈良でも生活保護の事件をやれ。」突然の電話で、竹下弁護士からこう言われ（命令された）たことがきっかけでした。相変わらず強引なおっちゃんやなと思いつつ、杉本さんという人から事情を聞き取り、審査請求を行うことになりました。もちろん初めての経験でしたが、今ではこういう機会を与えられたことを感謝しています。

### 事件の概要

杉本さんは、日給月給の建設作業員として働いてきましたが、右眼の高血圧性網膜症のため稼働不能となり、本年一月一三日付で、奈良市長に対し、生活保護の申請をしました。

ところが、奈良市長は、杉本さんの居住が飯場であり、飯場は居住地ではないとの解釈に立って保護申請を却下しました。それも申請受付から二週間が経過した後の後病院に入院することになり、

その時点で現在地保護が開始されましたが、この決定通知も二週間を過ぎてなされています（不明朗なことに、通知書の日付自体は二週間内の日付となっています）。

そこで、保護申請却下処分の取消を求めたが今回の審査請求です。飯場が居住地に当たらないという理由は、何ら根拠を有するものではありません。仮に居住地に当たらないとしても、現在地保護を開始すれば足りるはずですが、しかも、杉本さんは二年以上も引き続き同一宿舎に居住しており、固定した部屋を保有しており、ここを生活の本拠としてきたという実態があります。従って、この実態を無視した却下処分は明らかに違法であるというのが、審査請求の理由でした。

その時点で現在地保護が開始されましたが、この決定通知も二週間を過ぎてなされています（不明朗なことに、通知書の日付自体は二週間内の日付となっています）。

ところが、奈良市長は、審査請求に関する反論書も提出せず、口頭意見陳述の日程が入らないうちに、保護申請の却下処分自体を取り消しました。そのため、審査請

求も原処分が存在しない以上請求の利益がないとして却下されました。

結果としては、却下処分が取り消され申請にかかる保護が開始されることになったのだから、満足すべきものと思えます。しかし、実態を無視した処分を行っておきながら、不服申立をされるやいなや、一切の反論をせず、自ら行った処分を取り消した奈良市長の姿勢には強い憤りを覚えます。それならどうして申請却下したのか。無責任な市の対応には、本当に腹が立ちます。そして、その憤りをぶつける場所を取り上げられ、完全燃焼できなかったことが、本当に残念です。

今回の杉本さんの事件を通じて生活保護行政の病的一面を垣間見ることができました。怒りを次の機会にぶつけて燃焼したいと思えます。

審査請求の結果と成果  
ところが、奈良市長は、審査請求に関する反論書も提出せず、口頭意見陳述の日程が入らないうちに、保護申請の却下処分自体を取り消しました。そのため、審査請

奈良新聞  
発行所 奈良新聞社  
〒630-8555 奈良市大宮町1-1-1  
電話 074-222-1111  
FAX 074-222-1112  
http://www.nara-shinbun.co.jp  
© 奈良新聞社 1997

### 奈良市の生活保護

生活保護は生存権保障の最後のとりでである（奈良市役所で）

なぜ遅い

申請者

生活保護は生存権保障の最後のとりでである（奈良市役所で）

### すぐお金が必要なのに

### 資産審査に時間がかかる

申請者

生活保護は生存権保障の最後のとりでである（奈良市役所で）

### 受給決定

### 最前線

申請者

生活保護は生存権保障の最後のとりでである（奈良市役所で）

▼近頃、ヘンなことが多い気がします。梅雨入りかと思いきや、真夏のような季節。そして、季節はずれの台風の本土地。地球の反対側でのエルニーニョ現象の結果とか。▼立法機関の役割を放棄した今年の通常国会。議論の分かれる重要法案が次々と成立。トコロテン国会とも呼ばれました。自然も、政治もどこか「異常」を感じます。▼なにか「うっとおしい」季節を吹き飛ばすような話題が欲しい。そうや、九月七日に横浜に行っている、生保裁判連の第三回総会での中華街も、全国の仲間も待っている。是非ともお忘れなく。

(編集部 やなぎ)